

第 7 期愛知県障害福祉計画及び第 3 期愛知県障害児福祉計画の策定について

1 趣旨

愛知県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画として、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」（以下「プラン」という。）を策定している。

このプランは、第 4 期愛知県障害者計画と第 6 期愛知県障害福祉計画（第 2 期愛知県障害児福祉計画）を一つにまとめており、現行の第 6 期愛知県障害福祉計画（第 2 期愛知県障害児福祉計画）が今年度末に満了することから、当該部分の改訂を行う。

また、国の障害者基本法計画（第 5 次）を踏まえ、必要に応じて第 4 期愛知県障害者計画の時点修正を行う。

2 計画の内容

(1) 障害者計画

県の障害者施策の考え方や方向性を定めるもの

(2) 障害福祉計画

障害福祉サービスを必要とする人に、必要とする量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

(3) 障害児福祉計画

障害児の通所サービスや入所サービス、相談支援が提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

3 計画期間

(1) 第 4 期愛知県障害者計画

2021 年度から 2026 年度までの 6 年間（中期計画）

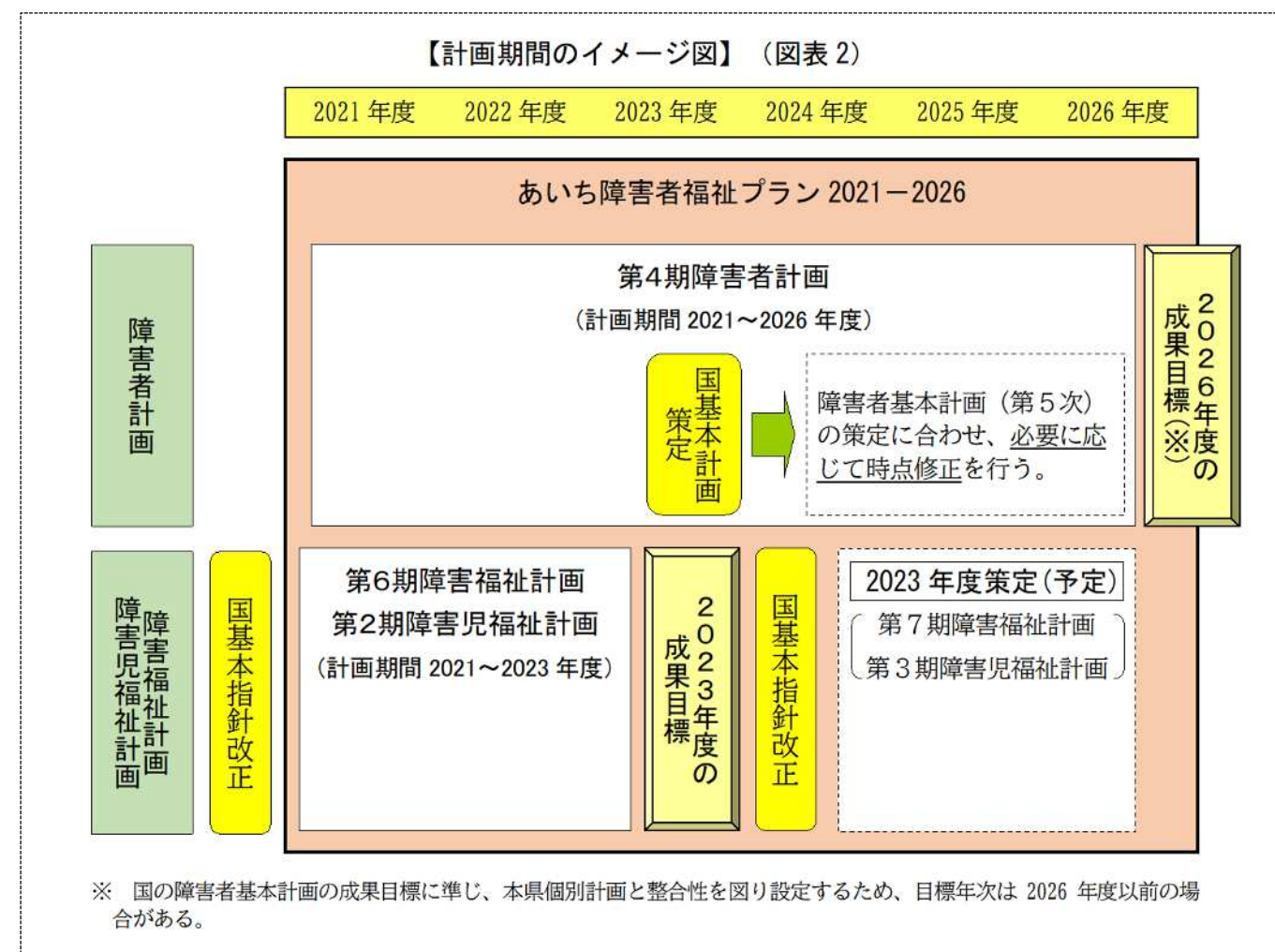
※この計画期間に変更なし。

(2) 第 7 期愛知県障害福祉計画・第 3 期愛知県障害児福祉計画

2024 年度から 2026 年度までの 3 年間（短期計画）

4 プランの見直し範囲

プランのうち、愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画に係る部分である第 6 章から第 8 章を中心に、目標数値や障害福祉サービス等の見込量と確保策など、国基本指針改正の内容に即して見直す。



5 今後の予定

2023 年	7 月	第 1 回愛知県障害者施策審議会（ワーキンググループ設置案） 第 1 回愛知県障害者自立支援協議会
	10 月	愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ
	12 月	第 2 回愛知県障害者施策審議会（素案検討）
2024 年	1 月	パブリックコメント
	3 月	第 3 回愛知県障害者施策審議会（最終案） 第 2 回愛知県障害者自立支援協議会（最終案） 計画策定・公表

(参考) 国基本指針の主な改正内容

障害福祉計画及び障害福祉計画を策定する際に参考とする国基本指針について、主な改正内容は以下のとおり（2023年5月改正）。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の改正等を踏まえたさらなる体制整備 ・医療計画との連動制を踏まえた目標値の設置
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標を設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追加
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
⑤発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
⑩障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細やかな地域単位の重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化